

医療廃棄物等収集運搬および処分業務委託仕様書

1.目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会鹿児島病院（以下「委託者」という。）の排出する医療廃棄物等の収集運搬及び処分を、受託業者（以下「受託者」という。）が適正に処理することを目的とし、受託者の必要な業務要領を定めたものである。

2.件名

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会鹿児島病院 医療廃棄物等収集運搬および処分業務

3.委託業務対象施設概要

施設名

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会鹿児島病院

病院本館7階立

所在地

〒892-0834 鹿児島市南林寺町1番11号

延施設面積

4323.21㎡

診療科目

内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・放射線科・腎臓内科・透析内科
健康診断・人間ドッグ・訪問診療

診療時間

月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時

受付時間

午前8時30分～11時45分 / 午後1時15分～午後4時50分

*急患はこの限りではない。

休日

日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

病床数

70床（一般病床40床（内地域包括ケア病床20床）・療養病床30床）

4.契約期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

5.委託業務の内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して医療廃棄物の収集運搬を行う。

- (1) 委託者から発生する感染性廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 委託者から発生する感染性廃棄物を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出すること。
- (4) 感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（熔融）処理し、焼却（熔融）処理後の残渣物は、埋立て処分するものとする。

(5) 非感染性廃棄物の処理についても、関係法令を遵守のうえ、適正に処理し、処理後の残渣物は、埋立て処分とする。

(6) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。

6. 廃棄物の種類

委託者が受託者に委託する医療廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 感染性廃棄物（廃透析器具）
500感染用ポリ袋
- (2) 感染性廃棄物（透析器具以外）
500感染用ポリ袋
- (3) 感染性廃棄物（廃おむつ）
500感染用ポリ袋
- (4) 感染性廃棄物（鋭利なもの）
ペール缶 500BOX
ペール缶 200BOX
針入れ容器 1L（ペール缶で廃棄）
- (5) 感染性廃棄物（透析用針）
針入れ容器 3.2L（段ボールで廃棄）
500段ボール（針入れ容器 9 個）
- (6) 感染性廃棄物（検査用廃液）
100ポリケース
- (7) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）
500非感染用ポリ袋

7. 処理予定数量

委託者が受託者に委託する年間予定数量は以下のとおりである。

- (1) 感染性廃棄物（廃透析器具）
500感染用ポリ袋 1,317 袋 重量 12,689kg
- (2) 感染性廃棄物（透析器具以外）
500感染用ポリ袋 519 袋 重量 2,371kg
- (3) 感染性廃棄物（廃おむつ）
500感染用ポリ袋 2,090 袋 重量 15,008kg
- (4) 感染性廃棄物（鋭利なもの）
ペール缶 500BOX 211 個 重量 1,375kg
ペール缶 200BOX 119 個 重量 373kg
針入れ容器 1L（ペール缶で廃棄） 28 個
- (5) 感染性廃棄物（透析用針）
針入れ容器 3.2L（段ボールで廃棄） 297 個
500段ボール（針入れ容器 9 個） 33 個 重量 285kg
- (6) 感染性廃棄物（検査用廃液）
100ポリケース 5 個 15kg
- (7) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）
500非感染用ポリ袋 777 袋 重量 3,329kg

8. マニフェスト

委託者は電子マニフェストによるマニフェストの管理を行っているため、受託者も廃棄物の収集運搬及び処分につき、電子マニフェストにより記録する。

9. 廃棄物梱包容器等の提供

- (1) 感染性廃棄物梱包容器等は業務委託料に含まれるとし、必要量を提供する。
ただし、針入れ容器に関しては針刺し事故対策の為、委託者で容器を調達する。
- (2) 感染性廃棄物にはバイオハザードマークが表示されていることとする。
- (3) 梱包容器の使用は以下の通りとする。
 - ① ペール缶 20L 当院既存のペダル式スタンドに対応するものとする。
 - ② ペール缶 50L 当院既存のペダル式スタンドに対応するものとする。

10. 責任

受託者は委託者から委託された医療廃棄物を、受入れから処分まで、法令に基づき適正に管理責任を負うものとする。この間に生じた事故は、その責任が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

11. 資格等

受託者は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、委託者にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。

受託者は委託者が委託した医療廃棄物の処分について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、委託者にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者に行わせることができる。

12. 契約内容

- (1) 収集回数 収集回数は原則として感染性廃棄物、非感染性廃棄物：毎週1回（火曜日）
感染性廃棄物（おむつ袋）：毎週1回（金曜日） 感染性廃棄物（検査用廃液）：その都度とするが、委託者の指示があれば対応すること。
- (2) 支払方法 月末締翌々月払い
- (3) 入札金額 上記7.の医療廃棄物1単位あたりの収集・運搬および処理に要する単価を記載し、年間予定数量に単価を乗じた年間合計額に当該金額の8%（消費税）を加算した金額で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。
- (4) 契約方法 年間予定量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
- (5) その他 医療廃棄物収集運搬及び処理業務委託料については、収集運搬費、処理費及び廃棄物の梱包容器代等を含んだものとする。

13. 業務遂行注意事項

委託業務実施にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令および済生会法令遵守規定を遵守しなければならない。
- (2) 搬出物の取り扱いに十分注意するものとする。
- (3) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に委託者へ連絡すること。
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (5) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施すること。
- (6) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、委託者の指示を受けること。
- (7) 受託者は、委託者の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

(8) 受託者は、実績と年間予定数量との間に増減があっても委託者に異議を申し立てることができないものとする。

14.受託者の責務

(1) 受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、契約終了後も継続するものとする。

(2) 受託者は、常に健康に注意し、伝染病の疾病に感染した者を業務に従事させてはならない。

(3) 受託者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。

(4) 受託者は、従事者に対して業務受託上必要な教育訓練を実施し、業務の履行に支障をきさないよう万全を期さなければならない。

15.その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が都度協議の上、決定するものとする。